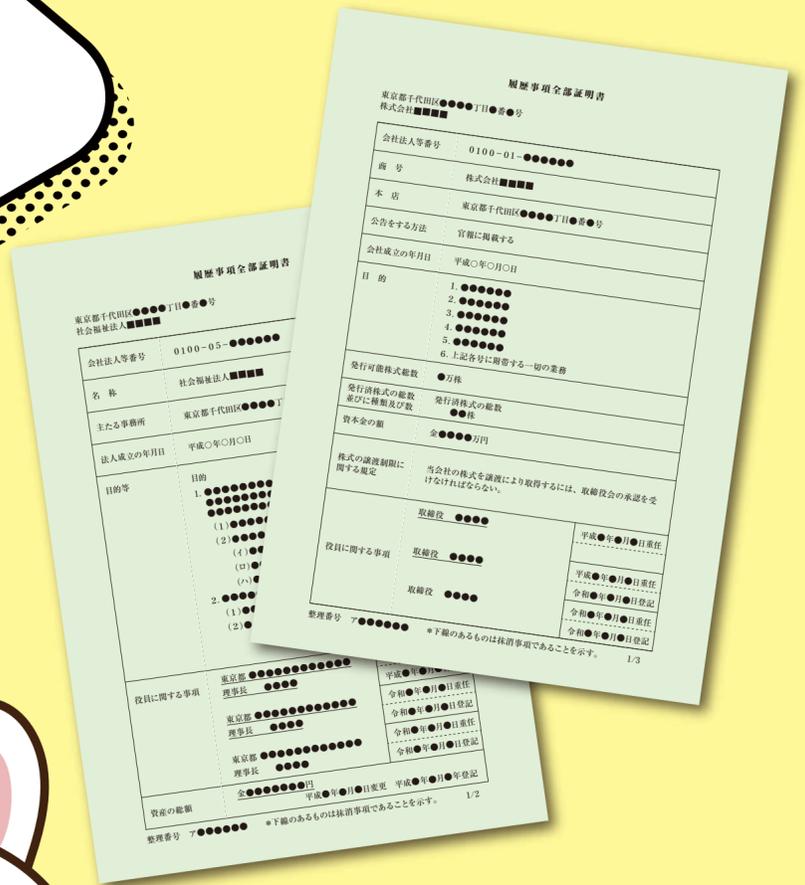


ちょっとそこの方  
その手続、どなたに依頼されます？



しほたん  
東京司法書士会公認キャラクター



そうです。

その履歴事項全部証明書（登記簿謄本）に記載された事項

商号（名称）・本店（主たる事務所）・目的（等）・資本の額  
役員に関する事項（取締役、監査役、理事、監事など）etc

の会社や法人の登記手続です。

登記は、司法書士へご依頼・ご相談を！

※司法書士・司法書士法人でない者（法令で認められる場合を除く。）は、登記申請の代理・登記申請書類の作成等はできません。違反すると1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。違反すると思われる情報をお持ちの方は、当会までご連絡ください。

情報提供はこちらから▶  
[https://www.tokyokai.jp/not\\_shoshi.html](https://www.tokyokai.jp/not_shoshi.html)

